

令和7年度 石川県特定最低賃金専門部会  
第3回 百貨店部会 議事録

開催日時		令和7年10月24日 金曜日 10時00分～12時30分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	木村 弘	田中 英男	
	労働者代表委員	大澤 昇	京堂 陽	酒井 努
	使用者代表委員	石野 弘幸	橋本 政人	山下 修平
	欠席委員	公益代表委員 長澤 裕子		
	事務局	細貝労働基準部長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐
		春名賃金調査員		
次第	1 開会			
	2 議題	石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金の改正金額について		
	3 閉会			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>			

令和7年度 石川地方最低賃金審議会  
石川県特定最低賃金専門部会 第3回百貨店部会 議事録

令和7年10月24日（金）  
10時00分～12時30分  
金沢駅西合同庁舎別館 共用第2会議室

【田中部会長】 定刻になりましたので、第3回百貨店部会を開会いたします。  
部会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 本日は公益代表の長澤委員から欠席のご連絡をいただいております。現在委員9中8名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または公労使各側委員の3分の1以上に達しておりますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴希望者は0名でございました。

【田中部会長】 それでは議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。  
公益委員側は私が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員お願いします。

それでは議事に入ります。まず前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。労働者側の発言としましては、人手不足や業界の振興を考えると一定の引き上げが必要であること、金額につきましては第1回専門部会での発言でありました地賃プラス30円で、1,084円の主張から譲歩されて、引き上げ額は下げておられたと思います。

使用者側の発言としましては、地賃プラス1円で1,055円でも61円の引き上げになり、高い水準にあることから譲れない立場にあるとのご主張であったかと思います。

以上が労使各側のご意見の概要でありまして、公益としましては今後の特貢のあり方を踏まえて議論することが必要だと思いますし、そもそも労使主導でまとめるものですから、双方の歩み寄りを期待しております。

本日、労使双方の委員の皆さんとともに全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢としまして、ご努力いただけすると確信しております。公益委員としましてはできる限りの調整をさせていただきたいと思います。是非、本日の部会で全会一致での結審に至ることができるようご議論いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは本日も前回に引き続き金額等について、労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思いますが、その前にこの場で何かご意見ありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【橋本委員】これまで他県の状況とか県内の他の特貢の状況を踏まえながら議論をするという想いでいましたけど、県内の他の特貢についてはもう既に決着済みということでございますので、そういったことも私どもは判断材料にした上でできるだけ良識のある決着と言いますか、そういうふうにお互いに努力をもう今日一日しかありませんので、お願いをしたいと思います。

【田中部会長】他にご意見ありますでしょうか。

ここで部会を一旦休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお伺いしたいと思います。繰り返しとなりますけども是非とも全会一致となるよう結審の取りまとめにご協力いただきたいと思います。

事務局は控室のご案内をお願いいたします。

【事務局】補佐 労働者側の控室は第4会議室、使用者側の控室は第3会議室をご用意しております。

(公労・公使折衝)

【田中部会長】

それでは部会を再開いたします。

改正金額は 1,060 円です。引上げ額は 66 円です。この金額でよろしいですね。それでは改正金額 1,060 円を当部会の結論といたします。本審に提出します部会報告書案を準備いたしますので、準備が整うまではしばらくお待ちください。

それでは部会報告書を配付してください。

(部会報告書 (案) 配付)

【事務局】室長

部会報告書案を読み上げさせていただきます。

案

令和 7 年 10 月 24 日

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金専門部会、部会長田中英男

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 28 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりになりますが、委員氏名は省略させていただきます。

別紙

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,060円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日

【田中部会長】

この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【田中部会長】

それではこの部会報告書を本審会長宛て提出することといたします。

なお、8月28日に開催されました石川地方最低賃金審議会専門部会において全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議を持って本審議会の決議とすることと議決されておりまますのでこの部会の決議を持って答申となります。

事務局は部会報告書案と同一内容の答申文を作成し配付してください。

(答申文を配付)

【田中部会長】 答申文の内容は審議会会长宛の部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【田中部会長】 ありがとうございました。  
それでは答申後の手続きについて、事務局から説明お願ひします。

【事務局】 補佐 この答申につきましては、本日、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。  
公示日の翌日から起算して 15 日間の公示を必要としますので、11 月 10 日月曜日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、令和 7 年 11 月 17 日月曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において、改めてご審議いただくこととなります。

【田中部会長】 その他に何かござりますでしょうか。  
部長、お願ひします。

【事務局】 基準部長 事務局を代表いたしまして一言御礼申し上げたいと思います。  
ただいまの決議で部会報告をいただきまして、それを持って石川地方最低賃金審議会の会長から石川労働局長に答申ということでいただきました。  
本来であれば、労働局長が自ら御礼するというところでございますが、本日は所用もあり私ということでご了知願えればというふうに思います。  
3 回にわたる専門部会のご議論でございましたが、労使双方それぞれのご意見お立場がある中で真摯な議論がなされたというふうに思ってございまして、感謝の言葉しかございません。またそれらのご意見をしっかり丁寧に調整をまとめてくださった公益委員の皆様にも改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

事務局といたしましては、12 月 31 日にしっかり発効できるように諸手続きを進めますとともに、この改正された 1,060 円という金額をしっかり県内

で働く百貨店、総合スーパー・マーケットの皆様にお知らせできるように努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。誠にありがとうございました。

【田中部会長】 最後まで全会一致の取りまとめにご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

これで本専門部会を終了いたします。

ありがとうございました。